

PRESS RELEASE

学校給食費無償化に合わせた給食費相当額の給付について

福岡市では、教育活動の一環である学校給食を実施する上で、食物アレルギーを有する児童生徒にも、できる限り給食を提供するよう努めておりますが、食物アレルギーの内容によっては、給食が提供できず、給食の代替となる弁当等を持参していただいております。

そのため、学校給食費の無償化を契機として、アレルギー等の身体的事情により給食の全てを喫食せず、弁当等を持参している児童生徒の保護者に対し、給食費相当額を給付する制度を導入します。

1 給付条件

アレルギー等の身体的事情により、学校給食の全献立を喫食せずに弁当を持参していること。

※給食の喫食ができない身体的な事情は、保護者が学校に提出されている書類の中で、児童生徒の主治医の意見を確認します。

2 支給額

小学校：1食単価（243.15円）×弁当持参日数

中学校：1食単価（289.47円）×弁当持参日数

3 対象期間

令和7年8月28日（2学期給食開始）から令和8年3月23日（3学期給食終了）まで

4 手続き内容

手続き等の制度の具体的内容については、2学期開始前までに、教育委員会ホームページや学校を通じた案内により周知を行います。

給付制度以外の対応として、福岡市が運営している教育支援センター（市内7か所）へ通級する児童生徒に、新たに給食を提供する方向で準備を進めてまいります。

※無償化初日の給食風景の取材については、別紙のとおり予定しておりますので、ご確認ください。なお、事前の申し込みは必要ございません。



福岡市教育委員会
Fukuoka City Board of Education



〈問合せ先〉

○教育委員会教育支援部健康教育課（給付制度について）
課長 松吉 泰直（まつよし やすなお）
電話 092-711-4640（内線 3690）

○教育委員会教育支援部給食運営課（給食提供及び無償化初日の給食風景の取材について）
課長 野原 健（のほら たけし）
電話 092-711-4641（内線 3680）

給食費無償化初日の給食風景の取材について

福岡市立小・中・特別支援学校では、令和7年度2学期より給食費を無償化します。無償化初日の給食風景の取材について、下記の小学校を紹介します。

- 1 実施日 令和7年8月28日（木）
- 2 場 所 福岡市立照葉はばたき小学校
 - ・住 所 福岡市東区香椎照葉6丁目5番35号
 - ・校 長 篠原 浩一（しのはら こういち）
 - ・児童数 526人 （8月1日現在）
- 3 会 場 福岡市立照葉はばたき小学校 2年1組教室
- 4 日 程
 - （1）配膳 12時05分～ 12時25分頃
 - 喫食 12時25分～ 12時50分頃
 - （2）児童へのインタビュー ※代表児童2名
- 5 公開学級 2年1組
- 6 献 立 豆乳カレー、野菜炒め、麦ご飯、牛乳

栄養量	エネルギー	たんぱく質	脂質
	623 kcal	21.7 g	18.4 g

※物撮り用の給食は、会議室（1階）に準備します。

- 7 取材にあたっての注意事項
 - 車での来校はご遠慮ください。
 - 取材に際し人数制限はありませんが、運営上、必要最低限の人数でご来校ください。
 - 撮影は、公開学級のみとさせていただきます。
 - 受付は玄関、控室は会議室（1階）です。
 - 撮影について配慮していただきたいことなどについて、当日事前にお知らせしますので、11時00分～11時40分の間にご来校ください。
 - 給食終了後、児童2名に対してインタビューが可能です。
 - 個人（児童・生徒・教員）のプライバシーに配慮し、個人を特定できるような撮影・報道は行わないでください。（児童生徒の顔写真や氏名が記載された資料や持ち物、掲示物、特徴的な所有物などは撮影不可）
 - 校舎内では、極力、会話や音を立てることはお控えください。
 - 学校に連絡することはお控えください。